

多様な住まいと住まい方の実現

# 第6章

## 目標の実現に向けて



## 第6章

## 目標の実現に向けて



### 1 目標の達成に向けた取組

#### (1) 情報発信力の強化

情報技術の急速な発達により、多様な情報を容易に取得できるようになった反面、住情報を扱う分野が多岐にわたり、体系整理や共有化が十分でない状況が生じています。県民への情報周知はもちろん、例えば、ケアマネージャーなどの福祉の現場従事者が、その利用者に対して住宅に関する支援情報も提供できるような仕組みづくりが必要です。

そのため、住宅分野とそれ以外の福祉などの分野における体系の整理や、情報共有の仕組みづくりを進めます。

また、高齢者をはじめ誰もが利用できる広報手段や、住情報を直接取得できる住宅相談窓口などの充実が必要です。情報発信についても市町村や民間事業者と連携し、それぞれの取組を支援していきます。

#### (2) 市町村への支援

本県は多様な特性を有する地域の集合体であり、地域に応じた住宅政策を展開する上で、県民に身近な市町村の役割は特に重要です。

県は、市町村との連携だけでなく、勉強会・交流会などにより市町村間をつなぐネットワークを作り、県内外の情報を提供し共有します。また、県として施策展開の方向性ととも市町村の担うべき役割を示し、市町村の主体的な取組を支援していきます。

住生活基本法では市町村に住生活基本計画の策定義務はありませんが、計画を策定する際は県が助言を行うなど市町村を支援していきます。

### (3) 民間事業者等との連携

住宅確保要配慮者に限らず、住まいや生活支援サービスに関するニーズの急速な拡大に対処するためには、民間事業者などによる市場の形成や、NPO、自治会、社会福祉協議会などの地域主体による「共助」の取組を支援することも重要です。

また、「住まいづくり協議会」や「安心ネット」などのネットワークをさらに拡充・発展し、様々な施策を展開していきます。

### (4) 分野を横断した総合的な取組

住宅供給を中心とした「住宅政策」から、居住環境や地域、人の住まい方も含めた総合的な「住生活政策」への転換が求められています。例えば、高齢者の「地域包括ケアの実現」には、住まいを基本として、医療や介護、生活支援などのサービスの充実が必須であり、従来の住宅政策の枠に収まらない社会システムの構築が求められます。

こうした政策の境界にある福祉、医療、子育て、教育、環境などの居住サービスを担う部局との連携施策を充実させ、庁内一体となって政策目標の実現に向けて取り組みます。

## 2 計画の進行管理

計画を着実に進めるためには、施策効果の的確な分析・評価を通じて各主体が課題を共有し、今後の住まいづくりの方向性を判断する必要があります。

そこで、住宅ストックの現状や住宅関係市場の状況、住生活に関する意識・意向の状況など、住宅に関する統計情報を継続的に把握し、情報提供できる仕組みづくりを進めます。

県は指標の達成状況の確認と併せて、こうした統計調査結果に影響する施策効果の検証を行います。また、市町村は地域のデータ比較を通じて自ら実施すべき取組を認識します。